

徹底し、来庁されるすべての方が気持ちよく過ごしていただくようにしていきます。

②東秩父村総合振興計画【後期計画】における窓口業務改善の位置づけについて

答弁 今後とも、職員研修等を通じて東秩父村職員育成方針にうたわれているとおり「東秩父村に誇りと愛情を持つ職員」を育成し、それぞれ目的をもって来庁されるお客さまに最も適切な対応が適正な時間内で行えるよう浸透させていきます。

質問 東秩父村観光協会の再構築について

(内容) 平成27年度150万円の補助金が予算計上されていますが、村観光協会の規約は保存されており、協会は任意団体で会長は村長、事務局は産業建設課内に置かれており会員数が皆無のため20年以上総会を開催できていない現状の認識について

答弁 東秩父村観光協会は、20数年前から、村内観光関連業の衰退から会員が集まらない状況となり、やむを得ず村長の了解のもと総会を行わず、決算については、事務局より毎年村へ補助金の実績報告として報告していました。

現在、細川紙ユネスコ無形文

化遺産登録による効果と、ハブ化構想による和紙の里施設整備計画の推進により、ここを核とした村全体の観光を推進する必要がありますが、観光協会はその役割を果たすために必要な組織と考えています。

②観光協会を再構築するため、どのように取組むか伺いたい

答弁 観光協会の再構築を検討するにあたり、各方面から意見を収集することは大切であり、また、民間活力の活用は、観光振興を図るうえで重要な位置づけと考えています。職員配置や村民が一体となった観光事業の推進および醸成の場として観光協会の再構築を検討します。

福島 重次議員

質問 国保財政と村民の健康について

(内容) 国保財政は、県下においても大変厳しい情勢にあり、1人当たりの医療費も県上位に占め、村民が医療費に依存している比率が高くなっています。

①直近5年間における1人当たりの医療費と県内における順位について、また、年齢別における医療費について

答弁 村の0歳から74歳までの国民健康保険被保険者1人当たりの総医療費の推移は、平成22年度が31万2191円、平成23

年度が32万5753円、平成24年度が32万4934円、平成25年度が34万2243円とともに県内1位が続きまし。平成26年度は35万2156円で県内2位でしたが、依然として高い位置で増加傾向が続いています。

次に「年齢別における医療費について」ですが、1人当たりの入院と入院外を加えた医療費の統計によると、平成26年度0歳から14歳は4万9125円で

県内市町村のなかで3番目に低い額ですが、15歳から64歳は25万1056円で県内平均を大きく上回り1番高額となっています。しかし、65歳から74歳は32万3082円で県平均を下回っており、過去の統計をみても、東秩父村の国保医療費を押し上げてきているのは、15歳から64歳の世代の方ということになります。

②本村の医療費を押し上げている要因は何か、疾病別に診てその上位5番までについて

答弁 平成25年度の統計結果をみると、国民健康保険被保険者1人当たりの生活習慣病の医療費の上位5位は、1位が高血圧性疾患、2位が腎不全、3位が糖尿病、4位が脳梗塞、5位が虚血性心疾患という順番になっています。しかし、この医療費

の疾病別の割合については、保険者の少ない自治体ほどばらつきが大きいと、東秩父村が高血圧性疾患や、腎不全の方が際立つて多いという訳ではないと考えています。

③村民(特に高齢者)が医療費に依存している状態を少なくするため、村が取組んでいる施策について

答弁 病気の早期発見・早期治療のため、がん検診を含め特定健診の自己負担金を今年度から廃止し、すべて無料化にしました。また、健診後に保健センターにて健診結果説明会および健康相談を実施し、心配がある方には保健師が個別に電話連絡をし、訪問や面談により重症化しないための特定保健指導等に結びつける努力もしています。そのほか各種運動教室などの健康増進事業を充実させ、村民の健康意識向上のきっかけになるような施策を講じています。

高齢者に対しては、参加者レベルに合わせた各種運動教室やいきいきサロンなどの事業により医療依存の軽減を図っています。来年度から新たな介護予防・日常生活サービス事業への移行に伴い、多様化したサービスの提供を検討します。

④保健センター、地域包括支援

センターはどのように連携をと

り、医療に依存しない健康づくりに取組んでいるか

答弁 同じ事務室内に机をならべて仕事をし、密に連絡を取り合い情報提供・情報共有を図っています。また、月に一度役場の高齢者福祉担当、介護保険担当および社会福祉協議会の介護支援専門員も加わった地域ケア担当会議を開催し、地域で浮かび上がった支援困難事例および相談事例等に対し速やかに確な支援ができるよう、情報交換を行い情報の共有を図っています。

渡邊 均議員

質問 当村における有害鳥獣捕獲について

(内容) 当村は鳥獣被害防止特措法により、被害防止計画に基づき、鳥獣捕獲事業を猟友会に委託し対策が実施されています。

①鳥獣被害対策実施隊(有害鳥獣捕獲隊)を組織・設置する考えはあるか

答弁 鳥獣被害対策実施隊の設置は、鳥獣被害防止特措法(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律)に基づき、村で策定した鳥獣被害防止計画により設置することができます。

現在実施隊を設置するには、